

建設リサイクル法対象 建設工事

電子縦覧対象工事

令和 8 年度

工事番号 環境 第 6981 号

十和田八幡平国立公園環境上質化(宇樽部地区船舶撤去)工事

## 特記仕様書

※本特記仕様書は港湾工事(港湾・海岸構造物工事、港湾浚渫工事)に適用

十和田 市 大字 奥瀬 地先

青森県上北県土整備事務所

第1条 適用範囲

本工事は、青森県県土整備部制定「共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第2条 施工条件明示

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容																							
1.工程関係	1.工事日数又は工期	<input checked="" type="checkbox"/>	工期	令和 9 年 2 月 26 日 まで																					
		<input type="checkbox"/>	工事日数	日間																					
		<input checked="" type="checkbox"/>	この工事の工期は、猛暑日による作業の休止を考慮して設定している。																						
		<input type="checkbox"/>	この工事の工期は、春先の工事着手を想定して設定されている																						
		<input type="checkbox"/>	この工事は、年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。																						
	<input type="checkbox"/>	この工事は、「余裕期間制度」を適用する。	実工期	日間																					
			余裕期間	契約締結の日から 日以内																					
			留意事項	受注者は現場着手日報告書(別紙様式)を提出することにより、請負契約を締結した翌日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。 なお、現場着手日は共通仕様書に定める工事着手を行う日であり、やむを得ない事情がある場合を除き休日とすることができない。																					
2.週休2日の確保	<p>本工事における週休2日確保工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。 詳細は、港湾空港課ホームページに掲載している「港湾工事における「週休2日確保工事」実施要領」によるものとする。 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kowan/svukyu2kakizyun.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kowan/svukyu2kakizyun.html</a></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">週休2日確保工事の実施方式</th> <th colspan="3">週休2日の確保に係る費用の計上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>発注者指定型(現場閉所)</td> <td>当初</td> <td>変更</td> <td>計上している費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発注者指定型(個人単位)*</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td></td> <td>4週8休以上(現場閉所)を想定した経費補正</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象外</td> <td></td> <td></td> <td>費用の計上を行っていない</td> </tr> </tbody> </table> <p>*:発注後、実施内容を協議すること 対象期間に含めない期間のうち、「設計図書において対象外としている期間」、「災害対応等、受注者の責によらない作業が行われている期間」及び「その他、協議により対象外と認められる期間」は以下のとおりである。</p>					週休2日確保工事の実施方式		週休2日の確保に係る費用の計上			<input checked="" type="checkbox"/>	発注者指定型(現場閉所)	当初	変更	計上している費用		発注者指定型(個人単位)*	<input checked="" type="checkbox"/>		4週8休以上(現場閉所)を想定した経費補正		対象外			費用の計上を行っていない
週休2日確保工事の実施方式		週休2日の確保に係る費用の計上																							
<input checked="" type="checkbox"/>	発注者指定型(現場閉所)	当初	変更	計上している費用																					
	発注者指定型(個人単位)*	<input checked="" type="checkbox"/>		4週8休以上(現場閉所)を想定した経費補正																					
	対象外			費用の計上を行っていない																					
3.影響を受ける他の工事及び制約の有無	他工事の名称		発注者等名	影響を受ける箇所	期間																				
					～																				
					～																				
					～																				
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	時間帯	工種	制約内容	その他																				
	～																								
	～																								
	～																								
4.施工時期・時間、施工方法制約の有無	制約の要因	工種	時期	時間帯	制約の内容																				
			～	～																					
			～	～																					
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			～																					
5.関連機関等との協議未成立に伴う制約の有無	関連機関名称	協議内容	成立見込時期	制約箇所	制約内容																				
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
6.関係機関等との協議結果、工程に影響を受ける特定条件の有無	関係機関名称	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける内容																					
	環境省	築堤マット	～	使用材料																					
	文化庁	築堤マット	～	使用材料																					
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		～																						
7.地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査・移設による制約の有無	地下埋設物・埋蔵文化財名称	管理者の名称	事前調査の時期	移設時期																					
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								

明示事項		内容																																									
2.ICTの活用	1.ICT施工の実施	<p>本工事におけるICT活用工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。</p> <p>なお、詳細は港湾空港課ホームページに掲載している「県土整備部発注工事におけるICT活用工事(港湾浚渫工)実施要領」等による。</p> <p><a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kowan/ICTkatuyou.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kowan/ICTkatuyou.html</a></p> <p><b>対象工種及び費用の計上</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発注者 指定型</th> <th rowspan="2">受注者 希望型</th> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="2">費用の計上</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>港湾浚渫工</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>港湾基礎工</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>港湾ブロック据付工</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>港湾海上地盤改良工</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>港湾本体工</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上表において、発注者指定型及び受注者希望型のどちらにも✓がない場合でも、受注者が希望する場合は、協議のうえ受注者希望型と同様の取扱いとする。なお、総合評価落札方式(簡易型Ⅱ)においては、受注者希望型の欄に✓を付した工種を評価対象とする。</p> <p><b>3次元設計データの有無</b></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> </tr> </table> <p><b>施工に必要となる3次元設計データのうち、本工事で作成が必要な範囲</b></p> <p>記載例: 詳細設計業務において完成形状の設計データ(土工及び舗装工)を作成済みであり、本工事に合わせた修正が必要である。</p> <p><b>アンケート調査への協力について</b> 受注者は、ICT活用可能な工種が含まれる工事を実施する場合、ICT活用工事実施アンケート回答すること。 アンケートは、以下のアドレスまたは右のQRコードから回答可能である。 <a href="https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10591">https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10591</a></p> 				発注者 指定型	受注者 希望型	工種	費用の計上		当初	変更			港湾浚渫工	無				港湾基礎工	無				港湾ブロック据付工	無				港湾海上地盤改良工	無				港湾本体工	無			有		無		その他
		発注者 指定型	受注者 希望型	工種	費用の計上																																						
当初	変更																																										
		港湾浚渫工	無																																								
		港湾基礎工	無																																								
		港湾ブロック据付工	無																																								
		港湾海上地盤改良工	無																																								
		港湾本体工	無																																								
	有																																										
	無																																										
	その他																																										
3.用地関係	1.工事用地等の未処理部分の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	未処理の箇所	影響を受ける範囲	影響を受ける工種	取得見込時期																																						
		D-4-2駐車場	全範囲	全工種	令和8年8月																																						
	旧東湖小学校	船舶	船舶解体・撤去	令和8年8月																																							
	2.工事用地等の使用終了後における復旧条件の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	復旧が必要な場所	復旧が必要な範囲	復旧条件	復旧完了予定日																																						
3.工事用仮設道路・資機材置き場用借地の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	借地の場所	借地の面積	借地の期間	使用条件	復旧方法																																						
			~																																								
			~																																								
4.仮設ヤード指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	指定の場所	指定の面積	使用期間	使用条件	復旧方法																																						
			~																																								
			~																																								
4.公害関係	1.公害防止に伴う制限の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	公害の種別	対象工種	内容	作業時期	その他																																					
					~																																						
					~																																						
	2.水替・流入防止施設の必要性の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	対象工種	場所	施工方法	施工期間等																																						
船舶撤去																																											
3.濁水・湧水処理への特別な対策必要性の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	対象工種	処理内容	処理条件	期間																																							
	全工種	汚濁防止膜設置		工事中全期間																																							
4.事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念されるか <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	懸念事項・範囲	調査の内容	調査の実施時期	報告書の有無																																							

明示事項		内容				
5.安全対策関係	1.交通安全施設等の指定の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の種類	対象工種	設置期間	施設の内容等	
	2.近接施工の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の名	管理者	範囲	協議状況	条件・制限等の内容
	3.防護施設必要性の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	危険要因	施設の種類・名称	施設の規格	設置期間	
	4.保安設備、保安要員配置の指定の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	保安設備・保安要員	対象工種	配置場所	規格・規模	設置期間及び時間帯
	5.発破作業等制限の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	制限される範囲	制限の内容	制限される期間・時間	その他	
	6.有毒ガス及び酸素欠乏等対策の指定の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	危険要因	対象工種	施設の規格・規模		
	6.工事用道路関係	1.搬入路としての一般道路指定の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	搬入経路	使用期間	使用時間帯	制限の内容
				～	～	
				～	～	
使用中の管理の内容			使用後の補修の内容			
2.仮設道路設置の有無  <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		設置場所	規格・構造	安全施設設置区間	安全施設の内容	
		図示	盛土・敷鉄板等	～		
				～		
		維持補修の内容		工事終了後の処置		
7.仮設備関係	1.指定仮設の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称・規格	数量	設置期間	条件等	
				～		
				～		
	2.部分指定仮設の有無  <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	仮設物の名称・規格	数量	設置期間	条件等	
		仮設道路	L=46.8m	～		
		仮締切	L=181.0m	～		
	3.他の工事への引渡しの有無  <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	仮設物の名称・規格	引渡し工事名	引渡し時期	条件等	
		仮設道路	未定	2月26日		
		仮締切	未定	2月26日		
		仮棧橋	未定	2月26日		
	4.引継ぎ使用の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称	設置工事名	設置工事施工者	引継ぎ時確認事項	
		引継ぎ時期	条件等			

明示事項		内容				
7.仮設備関係	5.構造及び施工方法指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称	仮設物の規模	使用材料	施工方法	
	6.設計条件指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称	設計条件	その他		
8.建設副産物関係	1.建設発生土の搬出 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本工事に於いて発生する建設発生土の搬出は、以下のとおりである。 なお、搬出作業完了後、搬出先の管理者等に対し受領書の交付を求めること。				
		搬出先の情報	名称等			
			所在地			
			管理者			
		搬出する土砂	運搬距離			
			土質区分			
			搬出量(m3)*			
		法規制等の有無	利用用途			
			盛土規制法	該当区域		
				許可・届出		
				許可番号等		
			土地所有者等の同意			
設計上の取扱い						
搬出時期						
その他条件						
*搬出量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。						
8.建設副産物関係	2.建設発生土の搬入 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	本工事に於いて使用する建設発生土の搬入は、以下のとおりである。 なお、搬入完了後、発生場所の管理者等に対し受領書を交付すること。				
		搬入元の情報	名称等	湯ノ台ヤード		
			所在地	40.591611, 140.985884		
			管理者	国土交通省		
		搬入する土砂	運搬距離	21.8km		
			土質区分	第3種建設発生土		
			搬入量(m3)*	1,600		
		利用用途	盛土利用			
		搬入時期	令和8年9月			
		その他条件				
		*搬入量は地山相当(C=1.0、L=1.0)の数量である。				
		3.建設副産物の現場内での減量化・再利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	種別	減量化の内容	再利用の方法	その他
4.建設廃棄物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	下記の所在地にある処分場は設計積算上での条件明示であり、処分場を指定するものでない。 実際に搬出先とする処分場については、施工計画書に記載し、監督職員の承諾を得ること。 施工計画書の提出を要しない工事の場合は、工事打合簿を提出し、監督職員の承諾を得ること。					
	種別	発生量	運搬距離	最終処分場所在地		
				その他		
5.建設副産物の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	下記の所在地にある処理施設は設計積算上での条件明示であり、処理施設を指定するものでない。 実際に搬出先とする処理施設については、施工計画書に記載し、監督職員の承諾を得ること。 施工計画書の提出を要しない工事の場合は、工事打合簿を提出し、監督職員の承諾を得ること。					
	種別	発生量	運搬距離	再生処理施設所在地		
	As殻	37.5t	46.8km	十和田市		
	木くず	10.0t	58.8km	五戸町		

明示事項	内容						
8.建設副産物関係	6.再生資材利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	再生資材の名称	規格	使用箇所			
	7.産業廃棄物税計上の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本工事で発生する建設廃棄物については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること 有:本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上している 無:本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する					
9.工事支障物件等	1.占用物件等の工事支障物件の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	支障物件名	管理者名	場所	協議の状況	移設時期	
	工事方法			条件等			
2.占用物件工事との重複施工の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	占用物件名	管理者名	重複する工種	重複する期間	対応内容		
				～			
				～			
10.薬液注入関係	1.薬液注入工事の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	設計条件	工法区分	材料種類	施工範囲	削孔数量	削孔延長
	注入量		注入圧	その他			
2.周辺環境影響調査の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	調査項目			採取地点	採取回数	報告書の有無	
11.その他	1.工所用資機材の保管及び仮置きの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	種類	数量	保管・仮置き場所		期間	
						～	
						～	
						～	
		保管方法		積込・運搬方法			
	2.工事現場発生品の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	品名	数量	引渡し場所	引渡し時期	運搬距離	
	3.支給材料及び貸与品の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無  <input type="checkbox"/> 貸与品 <input type="checkbox"/> 支給材料	品名	数量	構造・規格等	引渡し場所	返納場所	
		使用目的・箇所		条件	引渡し時期	その他	
4.随意契約工事に伴う間接費等調整の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工事番号	工事名		場所			
※本工事は、上記工事と間接費等の調整を行っている。							

明示事項		内容																																																		
11.その他	5.各種調査の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※共通仕様書に基づき協力すること	調査名称	内容	その他																																																
	6.共通仕様書に定める以外の施工検査の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種等	検査時期	その他																																																
	7.中間検査の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種等	検査時期	その他																																																
	8.部分引渡しの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	指定部分		引渡し時期																																																
	9.部分使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	使用箇所	使用期間	その他																																																
	10.工事現場の現場環境改善	<p>本工事における現場環境改善の実施及び費用の計上は以下のとおりである。 なお、現場環境改善の実施方法は、整備企画課ホームページに掲載している「現場環境改善実施要領」による。 ※熱中症対策・防寒対策に要する費用は率計上とは別に積み上げ計上することができる。詳細は要領に記載。 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html</a></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">現場環境改善の実施について</th> <th colspan="3">現場環境改善費の計上方法</th> </tr> <tr> <th></th> <th>当初</th> <th>変更</th> <th></th> <th>当初</th> <th>変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>✓</td> <td></td> <td>率計上</td> <td>✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td></td> <td>積み上げによる計上</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計上していない</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">発注者による実施内容の指定</th> </tr> <tr> <th>実施項目</th> <th>指定の有無</th> <th>指定する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全設備関係</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営繕設備関係</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			現場環境改善の実施について			現場環境改善費の計上方法				当初	変更		当初	変更	対象	✓		率計上	✓		対象外			積み上げによる計上	-					計上していない			発注者による実施内容の指定			実施項目	指定の有無	指定する内容	仮設備関係	無(任意)		安全設備関係	無(任意)		営繕設備関係	無(任意)		地域連携	無(任意)	
	現場環境改善の実施について			現場環境改善費の計上方法																																																
		当初	変更		当初	変更																																														
	対象	✓		率計上	✓																																															
	対象外			積み上げによる計上	-																																															
			計上していない																																																	
発注者による実施内容の指定																																																				
実施項目	指定の有無	指定する内容																																																		
仮設備関係	無(任意)																																																			
安全設備関係	無(任意)																																																			
営繕設備関係	無(任意)																																																			
地域連携	無(任意)																																																			
11.監督職員の検査を受けて使用すべき材料の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	材料名	工事段階	備考																																																	
12.監督職員の立会いの上で調合すべき材料の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	材料名	工事段階	備考																																																	
13.調合について監督職員の見本検査を受ける材料の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	材料名	工事段階	備考																																																	
14.監督職員立会いの上、施工すべき工種の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種名	工事段階	備考																																																	
15.工事調整会議開催の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工事調整会議とは、工事着手前に設計の意図及び目的を施工者への確に伝え、設計及び施工条件、施工上の留意点などを確認、協議することにより、工事施工の円滑化と品質の確保を目的とし、発注者・設計者・施工者により構成される会議である。																																																			
16.地盤情報登録の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本工事は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない工事である。詳細は、一般財団法人国土地盤情報センターホームページ( <a href="https://ngic.or.jp/">https://ngic.or.jp/</a> )参照のこと。																																																			

## 11.その他 - 17 青森県認定リサイクル製品の使用

本工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。

なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか、使用できない理由がある場合は、その旨を書面で提出し、監督職員との承諾を得て新材製品を使用するものとする(Aグループのみ)。

### 【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。  
Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

製品のパンフレットや優先使用指針、使用様式は下記の環境政策課ホームページに掲載しています。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/nintei\\_recycle.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/nintei_recycle.html)

## 11.その他 - 18 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 詳細については「国土交通省 土木工事標準積算基準書」を参照すること。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- (3) 下記などの1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
  - 通年維持工事、災害復旧工事等で人工積算する場合
  - 「時間的制約を受ける公共土木工事の積算を適用して積算する場合
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

## 11.その他 - 19 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等

本項目に関する運用マニュアルや使用様式は下記ホームページに掲載しています。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekkei\\_henkou.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekkei_henkou.html)

## 11.その他 - 20 労働者確保に要する間接費の設計変更

1.本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方針に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賞金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2.受注者から協議があった場合、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- 3.受注者は、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4.最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5.受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6.実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- 7.受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8.疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

本項目に関する運用マニュアルや使用様式は下記ホームページに掲載しています。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekkei\\_henkou.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekkei_henkou.html)

## 11.その他 - 21 快適トイレの導入について

(1) 本工事では、受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合に、共通仮設費に含まれている従来型トイレ(1万円/基・月)との差額を計上できるものとする。

(2) 受注者は、「快適トイレ」の設置を希望する場合、以下の①～⑪の仕様を満たすトイレを設置するものとする。⑫～⑰の項目については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

### ●快適トイレに求める標準仕様

- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)  
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)  
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できること)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)

### ●快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨サンタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

### ●推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法 900×900mm以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭着替え台(フィッティングボード等)
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)

(3) 設置に要する費用については、当初では計上していない。(2)を満たしていることを示す書類及び見積書を作成のうえ監督職員と協議し、変更時に計上するものとする。

(4) 計上費用は、実際に要した費用のうち従来型トイレ(1万円/基・月)との差額について51,000円/基・月を上限に計上するものとし、男女各1基ずつの計2基(現場に女性がいない場合は1基)まで計上の対象とする。

(5) 計上費用の上限を超過した金額については計上を行わないが、現場環境改善費の率分計上による実施内容とすることができる。

(6) 快適トイレは現場付近に設置するものを対象とし、現場事務所内に備え付けられているトイレは本項目の対象としない。

快適トイレについての詳しい情報は、国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html>

第3条 設計変更の手続

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-14から1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(青森県 県土整備部)によるものとする。

第4条 使用材料の品質規格等

設計図書に記載された材料のうち、材料内訳及び規格・材質等について詳細な記載が無い材料について、以下に示す。

(1) 植生工材料

種子吹付の材料内訳については下表を参考とし、現地状況や発芽率を考慮の上、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得ること。

(参考)

100m2 当り

名称	規格・寸法・材質	数量	単位	備考
トールフェスク		0.78	kg	
オーチャードグラス		0.22	kg	
グリーングレットフェスク		0.14	kg	
めどはぎ		0.05	kg	
よもぎ		0.03	kg	
やまはぎ		0.02	kg	
肥料 高度化成	NPK 15-15-15	18.00	kg	
ファイバー類		24.00	kg	

(2) 河川景観に配慮したコンクリートブロック

本工事で使用する河川景観に配慮したブロックは、以下の諸元を満足する材料を使用することとし、事前に監督職員の承諾を得ること。

勾配: 1 : \_\_\_\_\_ 設計流速: \_\_\_\_\_ m/s

(3) その他

材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備考

## 第6条 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面(工事打合簿)により提出し、監督職員の承諾を受けることとする。

## 第7条 資源有効利用促進法省令に基づく建設副産物の取扱いについて

### 1 コブリス・プラスの活用

全ての工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画書作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

### 2 建設発生土の搬出に係る事前確認

受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、工事現場における土壌汚染対策法等に基づく手続きの状況や、搬出先における盛土規制法等による規制の有無及び許可等について、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は3の再生資源利用促進計画書に添付して提出するものとする。

### 3 再生資源利用(促進)計画書の作成

共通仕様書第1編1-1-21「建設副産物」において定める再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、コブリス・プラスを使用して作成し、施工計画書にその写しを添付して提出するものとする。

なお、施工計画書の作成が不要な工事及び記載内容に変更が生じた場合は、工事打合簿に添付して提出するものとする。

### 4 再生資源利用(促進)計画書等の掲示

受注者は、3において作成した再生資源利用(促進)計画書及び2において作成した確認結果票の写しを工事現場内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

### 5 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設発生土の搬出を他の者に委託しようとする場合、運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画書の内容及び3の確認結果を通知しなければならない。

### 6 建設発生土に係る受領書の交付

建設発生土を搬出した工事の受注者は、建設発生土の搬出が完了したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

また、建設発生土を受け入れた工事の受注者は、受領書の交付を求められた際は、受領書を交付しなければならない。

### 7 再生資源利用(促進)実施書の作成

共通仕様書第1編1-1-21「建設副産物」において定める再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書は、コブリス・プラスを使用して作成し、監督職員に提出するものとする。


### 8 作成書類の保管

受注者は、6において受領した受領書及び7において作成した再生資源利用(促進)実施書を工事の完成日から5年間保管するものとする。

第8条 その他の特記事項

本工事にかかるその他の特記事項は下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、契約から14日以内に法定福利費を明示した工事打合簿を監督員へ提出すること。施工検査(工事段階検査……各工種)の実施について、施工計画書を基に打ち合わせをする。
法定外労災保険の契約	受注者は労働者災害補償保険法に基づく労災保険のほかに法定外の労災保険の契約を締結しなければならない。保険証券等を監督職員に提示し、確認を受けること。
工事情報共有システムについて	この工事では工事情報共有システムを利用することを原則とする。 なお、通信環境が確保できない場合など、工事情報共有システム利用基準で対象外とすることができる場合に該当するときは、監督職員とシステムの利用について協議すること。 工事情報共有システム利用基準 <整備企画課HP> <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html</a>
工事書類の標準化	「土木工事共通仕様書(様式集)」の一部様式を含む県の工事関係書類については、県様式に加え国様式の提出も認めるものとする。 ただし、国様式の「工事名」欄には、「工事番号」と「工事名」を記載すること。 <整備企画課HP> <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/koujihyouyunnka.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/koujihyouyunnka.html</a>
工事書類スリム化ガイドライン	工事関係書類の提出については、「青森県県土整備部土木工事書類スリム化ガイドライン」によるものとする。 <整備企画課HP> <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/koujihyouyunnka.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/koujihyouyunnka.html</a>
遠隔臨場による施工検査等	本工事は、通信環境を構築できない場合を除き、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき施工検査等の遠隔臨場を実施する。 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領 青森県県土整備部 <整備企画課HP> <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/enkakurinjio.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/enkakurinjio.html</a>
施工体制の自己点検	受注者は、共通仕様書第1編1-1-10「施工体制台帳」において提出が義務付けられている施工体制台帳について、「青森県県土整備部建設工事施工体制点検要領」に基づき施工体制の自己点検を実施し、施工体制台帳並びに確認・点検した第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式を監督職員に提出するものとする。 <整備企画課HP> <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekoutaisei.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekoutaisei.html</a>
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第12条第1項の規定について、説明書は契約時に契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第18条第1項の規定による報告については、再資源化等が完了したとき、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、様式(28)に必要な事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。
伐木・抜根材の有効利用	伐木、除根等により発生した伐木・抜根材を有用物として、有効利用する一般の希望者へ提供するので、伐木・抜根材を樹種・部位別に分別し、1~3m程度の長さで切断、1m未満のものを含めて集積し、整然と保管すること。 伐木・抜根材の発生情報を各県土整備事務所のホームページから公表するので、樹種・部位別の個数、重量、引渡期間、引渡場所、現場代理人の連絡先等を監督職員へ速やかに報告し、保管状況写真を提出すること。 引渡期間を経過した伐木・抜根材は、再資源化処理場へ搬出するなど適正に処理すること。
石綿障害予防規則に基づく工事	石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装置、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督職員に報告のこと
青森県県土整備部請負工事成績評定要領第4条5項について	(請負代金が500万円以上の工事の場合に限る。) 受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式26、27により提出できる。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力をを行うものとする。
舗装工事における工事記録の作成	青森県が管理する道路(道路法に基づく道路)について、新設・改築・維持・修繕の舗装工事を行う際は「舗装工事における工事記録作成要領」に基づき工事記録を作成し、工事完了後に監督職員へ提出すること。 ※工事着手前に監督職員から必要書類等(作成要領や提出様式の電子データ)の提供を受けること。
対策工事報告書の作成	青森県橋梁アセットマネジメント運営マニュアル(案)に定める対策工事報告書(様式1、2、3)を作成し、工事完了後に監督職員へ提出すること。 ※工事着手前に監督職員から必要書類等(提出様式の電子データ)の提供を受けること。
建設キャリアアップシステムの活用	受注者が建設キャリアアップシステムを利用する場合、利用に必要な費用の一部を計上する。 <整備企画課HP> <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/CCUS.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/CCUS.html</a>

交通誘導システム等の活用	<p>交通誘導警備員の就業者不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な場合において、交通誘導警備員の代替として映像解析AIによる交通誘導システム等の使用を可能とする。</p> <p>&lt;整備企画課HP&gt; <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/kotuyudo-sys.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/kotuyudo-sys.html</a></p>
週休2日制普及促進DAYアンケートの提出	<p>準備・後片付け期間を除く施工期間に毎週土曜日に行われる「週休2日制普及促進DAY」が含まれる全ての工事の受注者(現場代理人等)及び下請負人は回答に協力すること。</p> <p>【回答用URL】 <a href="https://forms.office.com/r/uUn9bnSZE8?origin=lprLink">https://forms.office.com/r/uUn9bnSZE8?origin=lprLink</a></p> 
回航費・えい航費について	<p>(1)回航(えい航)費は、子ノ口港を基地として往復(片道)計上している。(片道の場合は理由を記載)</p> <p>(2)入出港が基地港と異なる場合については、書面(入出港の写真、基地港からの出港届及び基地港への入港届等)により監督職員と別途協議しなければならない。</p> <p>(3)回航(えい航)に伴う確認請求は、原則として契約後最初に行う施工計画書の立案時に行うこと。</p> <p>※上記の記載内容(1)について、潜水士船(又は安全監視船)の回航費・えい航費の記載例は以下のとおりとする。なお、潜水士船(又は安全監視船)を使用しない場合は従前の記載内容のままとする。</p> <p>例(a)潜水士船(又は安全監視船)の回航費を計上する場合  (1)〇〇船(クレーン付台船等)の回航費は、〇〇港を基地とし往復計上している。また、潜水士船の回航費は、〇〇港を基地とし往復計上している。</p> <p>例(b)潜水士船(又は安全監視船)の回航費を計上しない(えい航費となる)場合  (1)〇〇船(クレーン付台船等)の回航費は、〇〇港を基地とし往復計上している。また、潜水士船</p>

## ウィークリースタンス等の実施について

本工事は、ウィークリースタンス等の実施対象工事である。受発注者双方における1週間のルールを目標として定めることにより、業務環境を改善をし、担い手の確保及び育成を目的とするものであり、実施内容については、「県土整備部発注工事におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、初回打合せ時に、受発注者双方で確認・調整し、打合せ記録簿に記録しておくこととする。ただし、災害発生等により緊急対応を要する場合は対象外とする。

<整備企画課HP> <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

## 青森県県土整備部発注工事におけるデジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

### 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事で使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

### 2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工程については、使用機器の利用を限定するものではない。

### 3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

### 4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェア（工事写真ビューアソフト）を用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

## 「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」の取り扱いについて

### 1. 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等

(1) 現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。

ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12 cmとすることを標準とする。

(2) 青森県県土整備部の土木工事共通仕様書及び設計図書等の関係図書に記載のある一般的な鉄筋コンクリート構造物のスランプ値は、8 cmを12cmと読み替える。

※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、青森県県土整備部共通仕様書（参考資料）「レディーミクストコンクリート標準使用基準（土木工事）」⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯に示す構造物である。

### 2. 品質確認について

スランプ値12 cmの場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」及び「ガイドライン」により、品質の確認を行うこととする。

スランプ値12 cmを超える場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」、「ガイドライン」及び「コンクリート標準示方書（施工編）」等に基づき、受注者と協議して品質確認方法を定めることとする。

第9条 提出書類

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
建設管理課	工事工程表	契約締結後14日以内	1部	3条	
建設管理課	現場代理人等通知書	着工時	1部	10条	
監督職員	工事履行報告書	毎月1回監督職員の指定する日	1部	11条	毎月1部提出のこと
監督職員	完成届	工事完成の日から5日以内	1部	31条	
監督職員	引渡書	工事完成検査合格後	1部	31条	
監督職員	請求書	工事完成検査合格後	1部	32条	

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
建設管理課	請負代金内訳書	契約締結後14日以内	1部	3条	3条(A)(B)適用の場合
建設管理課	現場代理人等変更通知書	必要の都度	1部	10条	
監督職員	材料確認書	必要の都度	1部	13条	
監督職員	確認・立会依頼書	必要の都度	1部	14条	
監督職員	支給品受領書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督職員	貸与品借用(返納)書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督職員	工期延期届	必要の都度	1部	21条	

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
監督職員	工事打合簿	必要の都度	1部	第1編1-1-7	
監督職員	再生資源利用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用促進計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-19	
監督職員	再生資源利用促進実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-19	
監督職員	工事写真	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部 1部	第1編1-1-21	工事写真全部(CD-R)着工前・完成のみ
監督職員	施工管理図表	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	第1編1-1-24	出来形管理図表及び品質管理図表

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
監督職員	施工計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-5	※1
監督職員	施工体制台帳 施工体系図	下請負契約締結後速やかに	1部	第1編1-1-11	
監督職員	支給品精算書	工事完成時 (完成前に精算可能な場合はその時点)	1部	第1編1-1-17	
監督職員	現場発生品調書	引き渡し時	1部	第1編1-1-18	
監督職員	火薬類使用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-28	非火薬品(破碎薬)含む
監督職員	事故報告書	発生時	1部	第1編1-1-30	
建設管理課	建設業退職者共済組合 掛金収納書(発注者用)	契約(当初・変更・下請)締結後1ヶ月以内	1部	第1編1-1-41	

※1 請負金額1,000万円以上。(ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき)

